

住みよいみやぎづくり功績者表彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住みよいみやぎづくりを推進するため、地域社会に貢献する功績のあった者（以下「功績者」という。）を表彰することに関し、宮城県表彰規則（昭和 42 年宮城県規則第 63 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の主体)

第2 この要綱に定める表彰は、知事が行う。

(表彰の方法)

第3 この要綱に定める表彰は、感謝状を贈呈して行う。

2 前項に規定する感謝状の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(表彰の対象者)

第4 表彰の対象者は、次の各号に掲げるものであって、当該活動を 5 年以上継続し、他の模範となる個人又は団体とする。ただし、75 歳以上の個人の功績については、3 年以上とする。

- (1) 清掃美化その他の環境美化など環境衛生に尽くした者
- (2) 社会福祉施設への慰問激励、金品の寄付その他社会福祉に尽くした者
- (3) 公共物の愛護、公衆道德の普及や実践その他地域社会、公共団体等のために尽くした者
- (4) 文化芸術の振興に尽くした者
- (5) 子どもの指導、年少者の教育・指導、非行少年の善導など青少年の指導に尽くした者
- (6) 隣人や友人など特定の人に対する援助や徳行などに尽くした者
- (7) 自然や文化財愛護に尽くした者
- (8) 国際交流活動で特に顕著な者
- (9) 省資源や省エネルギーなど環境の保全に特に尽くした者
- (10) 防犯活動など安全で安心なまちづくりに尽くした者
- (11) その他知事が特に表彰にふさわしい功績と認めた者

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる者は、表彰対象者とすることができる。

- (1) 人命の救助救急看護などで特に顕著な者
- (2) 火災の発見通報や消火などで特に顕著な者

(表彰の制限)

第5 この要綱に定める表彰は、県から既に表彰された功績及び職務上における功績に対しては、行わないものとする。

(功績者の推薦方法)

第6 市町村長又は県の関係機関の長は、第4の規定により表彰することが適当と認められる功績者があるときは、知事に次の各号に掲げる書類により、推薦するものとする。

- (1) 住みよいみやぎづくり功績者表彰推薦調書（様式第 2 号） 1 部
- (2) 功績の参考となる資料 1 部

2 前項に規定する推薦は、その時期を失することなく、適宜行うものとする。

(決定)

第7 知事は、第6の規定による推薦があったもののうちから被表彰者を決定するものとする。

2 知事は、前項に規定する被表彰者の決定に当たっては、環境生活部共同参画社会推進課内に審査会を設置し、その意見を聞くものとする。

第8 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てる。

2 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審査会は、第6の規定により推薦された個人又は団体について、その功績の内容を審査し候補者を選定する。

5 前項の候補者の選定は、審査会に出席した委員の過半数によるものとする。

(贈呈の方法)

第9 感謝状は、第6の規定により推薦した機関の長から被贈呈者に伝達する。

(再度贈呈)

第10 この要綱の規定に基づき表彰されたものが、さらに別の功績があったときは、重ねて表彰することができる。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行に関し必要な事項は、環境生活部共同参画社会推進課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年 9月15日から施行する。

2 「感謝のことば」贈呈要綱（昭和45年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

(別表)

区 分	職 名
委員長	共同参画社会推進課長
副委員長	共同参画社会推進課男女共同参画推進専門監
副委員長	共同参画社会推進課総括課長補佐
委員	共同参画社会推進課各班長